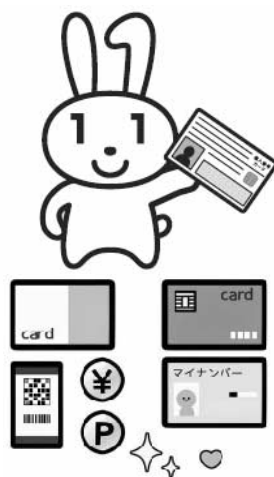


i お急ぎください
マイナポイント第2弾の対象は、
12月までに申請をした方です



現在実施中のマイナポイント第2弾の対象者は、令和4年12月未までに申請をした方となります。

①マイナンバーカード新規取得者（第1弾でまだ申し込みをされていない方を含む）

②健康保険証の利用申し込みをされた方（すでに申込済みの方を含む）

③公金受取口座登録をされた方

◆マイナポイントの申込みに必要なもの

1. マイナンバーカード
2. マイナンバーカードに設定した4桁の暗証番号
3. 決済サービスのカードなど
4. 公金受取口座登録を希望する方は預金通帳など

i マイナンバーカード受付窓口を時間延長しています

マイナンバーカードの普及促進のために、マイナンバーカードの申請、受取り、マイナポイントの申込みに関して、担当窓口の開庁時間を延長しています。お気軽にお越しください。

本庁 住民課 住基戸籍係
毎週水曜日 午後7時15分まで

佐賀支所 地域住民課総合窓口第2係
第2、4水曜日 午後7時15分まで

※時間延長期間

令和5年1月25日(水)まで

※延長時間の業務内容は、マイナンバーカードの申請、受取り、マイナポイントの申込みに限ります。

i マイナンバーカード申請サポート(無料)を行っています

◆サポート内容

- ・顔写真撮影
- ・マイナンバーカード交付申請の代行

◆お持ちいただくもの

- 通知カード
- QRコード付き申請書
- 本人確認書類(免許証や保険証などのいずれか1点)

i マイナンバーカードの交付について

マイナンバーカードは、申請してから発行までに約3週間ほどかかります。カードは役場に届き、役場から交付についてのハガキを郵送します。

◆お持ちいただくもの

1. 通知カード
2. 交付案内のハガキ
3. 本人確認書類(左記のAの1点もしくはBの2点。有効期限内があるものは有効期限内に限りません)

A 運転免許証・運転経歴証明証(平成24年4月1日以降のもの)・パスポート(旅券)・住民基本台帳カード(顔写真付)・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮在留許可書

B 健康保険証・年金手帳・各種年金証書・生活保護受給者証・児童扶養手当証書・顔写真付きの学生証や、社員証など

◆注意事項

マイナンバーカードの申請、受け取りの際は、必ず申請者本人がお越しください。また、15歳未満の場合は、法定代理人(親権者)の方と一緒にお願いします。

i お近くの携帯会社でマイナンバーカードの申請ができます(無料)

令和5年3月下旬まで、全国の携帯会社でマイナンバーカードの申請サポートが実施されています。ご自身が契約している携帯会社に関わらず、土日も含め、店舗営業時間内はいつでも申請可能です。また、QRコード付き交付申請書や、スマホをお持ちでなくても手ぶらで申請可能です。(ただし、マイナンバーカードの受取りは役場になります。)

※QRコード付きの申請書で申請をすると、QRコード付きの申請書で申請を行わない場合よりマイナンバーカードの受取りが早くなります。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課総合窓口第2係

☎ 5513701